

【 総 務 委 員 会 】

総 務

(1) 審議概観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議1件）であり、そのうち9件を可決し、1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願4種類71件のうち、1種類31件を採択した。

〔法律案の審査〕

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案は、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークによる情報の流通の拡大にかんがみ、特定電気通信による情報の適正な流通に資するため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定めようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、特定電気通信役務提供者の具体的範囲、損害賠償責任を制限する要件における「相当の理由」の明確化の必要性、有害情報に対する規制の必要性等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して4項目の附帯決議が付されている。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち、戸籍謄本等の交付の請求の受付及び当該請求に係る引渡しなど特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講じようとするものである。

委員会においては、プライバシー保護の確保策、地方公共団体の組織・運営に与える影響、事務を行う郵便局から簡易郵便局を除外する理由等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して2項目の附帯決議が付されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成13年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、交付税総額確保の在り方、平成14年度地方財政対策の方向性等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成13年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の期末手当及び期末特別手当の額の改定を行うとともに、当分の間、3月1日に在職している職員について特例一時金を支給しようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、当分の間、秘書官について特例一時金を支給しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、人事院勧告の意義と労働基本権制約の在り方、公務員制度改革の方向性等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、

一般職職員給与法改正案は多数をもって、特別職職員給与法改正案は全会一致をもって、それぞれ可決された。なお、一般職職員給与法改正案に対して3項目の附帯決議が付されている。

地方税法等の一部を改正する法律案は、証券市場の構造改革に資する観点から、個人住民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成14年12月31日までとするとともに、平成15年1月1日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設しようとするものである。

委員会においては、財政状況に関する住民への情報提供の必要性、証券市場活性化に対する有効性、今回改正の地方財政に与える影響等について質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案は、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も独立行政法人等に対し法人文書の開示を請求することができる権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案の目的と対象法人の範囲、指定法人等の情報公開制度の在り方、特殊法人の子会社等の情報公開等について質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して3項目の附帯決議が付されている。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成13年8月8日付けの意見の申出及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げるとともに、一般職の国家公務員について介護休暇の期間を連続する6月の期間内に延長しようとするものである。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、育児を行う職員の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、更なる経済的援助の必要性、男性職員の取得促進策、代替要員確保に伴う問題点等について質疑が行われた。質疑終局後、両法律案に対しそれぞれ修正案が提出された。次いで、順次採決の結果、両法律案とも、修正案は賛成少数により否決され、原案どおり全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対してそれぞれ3項目の附帯決議が付されている。

地方自治法等の一部を改正する法律案は、住民自治の更なる充実及び自主的な市町村の合併を図り、もって地方分権を推進するため、地方制度調査会の答申及び地方分権推進委員会の意見にのっとり、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、議会制度の充実、住民監査請求制度及び住民訴訟制度の見直し、中核市の指定要件の緩和等の措置を講ずるとともに、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設を行い、あわせて法律において地方公共団体の規則等に委任している事項について条例で定めることとするものである。

委員会においては、趣旨説明を聴取した後、継続審査とした。

〔国政調査等〕

第152回国会閉会後の9月21日、新宿歌舞伎町ビル火災について政府参考人から報告を聴取した後、消防法令等違反是正のための措置の在り方、消防法令に基づく命令による是正の効果、立入検査を行う予防要員数の現状とその確保の必要性、立入検査の方法及びその在り方、国土交通省及び消防庁に設置された2つの検討委員会の連携の必要性、人命を最優先した消防法令等の見直し、立入検査執行率の向上及び立入検査後の厳正なフォローアップの重要性等の質疑を行った。

10月16日、片山総務大臣から当面の諸課題について説明を聴取した。

10月18日、省庁再編後の総務省の行政運営の実態、公務員の中立・公正性を踏まえた行政改革と人事院の役割、公務員の定員管理の在り方、公共事業等の政策評価における総務省としての機能発揮の必要性、新選挙制度下で行われた参議院通常選挙に対する評価、地方交付税制度の見直しの方向性と地方税財源の充実、市町村合併の進捗状況と道州制に対する見解、総務省職員の選挙違反事案、炭疽菌等によるテロ対策、郵政三事業の経営形態等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年9月21日（金）（第152回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 新宿区歌舞伎町ビル火災に関する件について政府参考人から報告を聴いた後、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
-

○平成13年10月16日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年10月18日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 総務省の行政運営に関する件、市町村合併に関する件、総務省職員の選挙違反事案に関する件、公共事業の政策評価に関する件、公務員の定員管理に関する件、炭疽菌等によるテロ対策に関する件、選挙制度に関する件、地方交付税制度の在り方に関する件、郵政三事業の経営形態に関する件、地方税財源の充実に関する件等について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、小坂総務副大臣、杉浦外務副大臣、横内法務副大臣、木村（隆）国土交通大臣政務官、山内総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年11月1日（木）（第3回）

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案

(閣法第15号) について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月6日(火)(第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案(閣法第15号) について片山総務大臣、小坂総務副大臣、山内総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第151回国会閣法第65号)(衆議院送付) について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月8日(木)(第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第151回国会閣法第65号)(衆議院送付) について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(第151回国会閣法第65号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月15日(木)(第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付) について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第22号) 賛成会派 自保、公明、無会
反対会派 民主、共産、社民、自由

○平成13年11月20日(火)(第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第12号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無会
反対会派 共産

(閣法第13号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会
反対会派 なし

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月22日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、村田内閣府副大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第18号) 賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産、社民、自由

- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第151回国会閣法第74号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月27日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第151回国会閣法第74号)(衆議院送付)について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、山内総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(第151回国会閣法第74号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年11月29日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第16号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会
反対会派 なし

(閣法第17号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成13年12月7日(金)(第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方自治法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第64号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 請願第246号外30件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第348号外39件を審査した。
- 地方自治法等の一部を改正する法律案(第151回国会閣法第64号)(衆議院送付)の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成13年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の期末手当及び期末特別手当の額の改定を行うとともに、当分の間、特例一時金の支給を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 期末手当等の改定

- (1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の155(特定幹部職員にあっては、100分の135)に引き下げる。
- (2) 期末特別手当(指定職職員)について、12月期の支給割合を100分の155に引き下げる。

2 特例一時金の新設

当分の間、民間賃金との権衡を考慮した特例措置として、各年度の3月1日に在職する職員(指定職職員等を除く。)に対し、原則として3,756円の特例一時金を支給すること等の措置を講ずる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきであ

る。

- 1 人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、政府は人事院勧告制度を引き続き尊重するとともに、人事院は官民給与の精確な比較等により公務員給与の適正な水準の維持・確保に努めること。
 - 2 現下の厳しい社会経済事情にかんがみ、国民の公務に寄せる期待と要請にこたえるよう、公務能率及び行政サービスの一層の向上を図るとともに、行政経費の節減に努めること。
 - 3 昨今の不祥事にかんがみ、公務に対する国民の疑惑を招くことのないよう、綱紀の厳正な保持に努めること。
- 右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、当分の間、秘書官について特例一時金の支給を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特例一時金の新設
秘書官について、当分の間、一般職の職員の例により、特例一時金を支給する。
- 2 施行期日
この法律は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案（閣法第15号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第1 趣旨

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

第2 定義

- 1 この法律において、「特定電気通信」とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 2 この法律において、「特定電気通信設備」とは、特定電気通信の用に供される電気通信設備をいう。
- 3 この法律において、「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 4 この法律において、「発信者」とは、特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入

力した者をいう。

第3 損害賠償責任の制限

- 1 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じないものとする。
 - (1) 当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - (2) 当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じないものとする。
 - (1) 当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - (2) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該侵害情報の発信者に対し当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から7日を経過しても当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

第4 発信者情報の開示請求等

- 1 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであり、かつ、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができるものとする。
- 2 開示関係役務提供者は、開示の請求を受けたときは、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならないものとするとともに、当該開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じないものとする。

第5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 特定電気通信役務提供者による情報の削除や発信者情報の開示が濫用されることのないよう配慮し、発信者の表現の自由の確保並びに通信の秘密の保護に万全を期すこと。
- 2 インターネット等の普及により、情報公開や国民の知る権利等の利便が向上する一方で、違法な情報の流通等を原因とする名誉毀損等の権利の侵害が増大している現状にかんがみ、自己の権利を侵害されたとする者の救済等に当たっては、発信者の正当な権利の行使に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、迅速かつ適切に行えるよう運用の在り方等について検討すること。
- 3 今後とも、誰もがインターネットを安心して利用することができるよう、違法な情報等に対する適切な対応策を講じ、利用環境の一層の整備を図ること。
- 4 本法が、国民の権利義務に深くかかわることにかんがみ、その内容について国民への周知徹底を図ること。
右決議する。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成13年8月8日付けの意見の申出及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げるとともに、一般職の国家公務員について、介護休暇の期間を連続する6月の期間内に延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

1 育児休業の対象となる子の年齢の引上げ

育児休業の対象となる子の年齢を、3歳未満に引き上げる。

2 代替要員の確保措置

- (1) 任命権者は、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、臨時的任用は、当該請求に係る期間について1年を超えて行うことができない。

イ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

ロ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用

- (2) 任期を定めて職員を採用する場合の任期の明示に関する事項、任期を定めて採用された職員の任期の更新及び任用の制限に関する事項等所要の規定を設ける。

3 部分休業の対象となる子の年齢の引上げ

部分休業の対象となる子の年齢を、3歳未満に引き上げる。

第2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

介護休暇の期間を、連続する6月の期間内に延長する。

第3 その他

- 1 この法律は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 育児休業制度及び介護休暇制度が一層活用されるよう、代替要員の円滑な確保等、更なる環境の整備に努めること。
- 2 職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業における実態等を踏まえ、育児休業、介護休暇を取得する職員に対する経済的援助の在り方について、引き続き検討を行うこと。
- 3 男性の育児休業取得促進について、調査研究を行い、有効な対策を講ずること。
右決議する。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、育児を行う職員の負担を軽減する措置の拡充を図るため、地方公務員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満に引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 地方公務員の育児休業等に関する事項

- 1 育児休業の対象となる子の年齢の引上げ
育児休業の対象となる子の年齢を、3歳未満に引き上げる。
- 2 代替要員の確保措置
 - (1) 任命権者は、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、臨時的任用は、当該請求に係る期間について1年を超えて行うことができない。
 - イ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う任期を定めた採用
 - ロ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用
 - (2) 任期を定めて職員を採用する場合の任期の明示に関する事項、任期を定めて採用された職員の任期の更新及び任用の制限に関する事項等所要の規定を設ける。
- 3 部分休業の対象となる子の年齢の引上げ
部分休業の対象となる子の年齢を、3歳未満に引き上げる。

第2 その他

- 1 この法律は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地方公共団体において、育児休業制度及び介護休暇制度が一層活用されるよう、代替要員の円滑な確保等、更なる環境の整備について、必要な助言を行うこと。
- 2 職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業及び国家公務員における実態等を踏まえ、育児休業、介護休暇を取得する職員に対する経済的援助の在り方について、引き続き検討を行うこと。
- 3 男性の育児休業取得促進について、調査研究を行い、地方公共団体に情報提供を行う等、有効な対策を講ずること。
右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 長期（1年超）所有上場特定株式等の特別控除の延長
道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、所有期間が1年を超える上場株式等（以下「長期所有上場特定株式等」という。）の譲渡をした場合において、長期所有上場特定株式等に係る譲渡所得の金額から100万円（当該譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除する特例の適用期限を平成17年12月31日まで延長する。
- 2 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引下げ
道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、平成15年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、道府県民税100分の1.6、市町村民税100分の3.4の税率により課税する。
- 3 長期（1年超）所有上場株式等に係る特例の創設
道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に、所有期間が1年を超える上場株式等（以下「長期所有上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等については、道府県民税100分の1、市町村民税100分の2の税率により課税する。
- 4 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設
道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡に係る譲渡損失の金額（平成15年1月1日以後の譲渡により生じたものに限り、前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者の株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
- 5 申告分離課税への一本化
道府県民税及び市町村民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成14年12月31日までとする。
- 6 施行期日
この法律は、平成15年1月1日から施行する。ただし、5の改正は、公布の日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成13年度分の総額の特例として、391億円を加算するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を1,173億6,115万8,000円増額する。
- 2 1の借入金のうち、391億3,057万9,000円については、その償還金に相当する額を平成19年度から平成28年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとする。
- 3 平成14年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例について所要の改正を行う。
- 4 本法律は、公布の日から施行する。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案（第151回国会閣法第65号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。

2 郵政官署における事務の取扱い

(1) 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により規約を定め、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、郵政官署において取り扱わせることができるものとする。

イ 戸籍謄本等の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡し

ロ 納税証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

ハ 外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び当該請求に係る外国人登録原票の写し等の引渡し

ニ 住民票の写し等の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

ホ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

ヘ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

(2) (1)の協議については、地方公共団体の議会の議決を経なければならないものとする。

(3) 地方公共団体は、(1)及び(2)の規定により地方公共団体の事務を郵政官署において取り扱わせることとしたときは、その旨及び(1)の規約（以下「規約」という。）を告示しなければならないものとする。

(4) 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により、規約を変更し、又は(1)の規定による郵政官署における事務の取扱いを廃止することができるものとする。この場合においては、(2)及び(3)の規定を準用するものとする。

3 規約

規約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 2(1)に掲げる事務のうち郵政官署において取り扱う事務（以下「郵政官署取扱事務」という。）及び当該郵政官署取扱事務を取り扱う郵政官署の名称
- (2) 郵政官署取扱事務の取扱いの方法に関する事項
- (3) 郵政官署取扱事務に係る経費に関する事項
- (4) 郵政官署取扱事務を郵政官署において取り扱う期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、郵政官署取扱事務の取扱いに関し必要な事項

4 報告の請求及び指示

地方公共団体の長は、郵政官署取扱事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、郵政事業庁長官（6の規定により、2の規定により規約を定める権限を委任した場合にあっては、当該権限を委任された者）に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

5 郵政事業庁長官の責務

郵政事業庁長官は、郵政官署取扱事務に従事する郵政官署の職員が当該郵政官署取扱事務に関して知り得た情報を当該郵政官署取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならないものとする。

6 権限の委任

この法律に規定する郵政事業庁長官の権限は、総務省令で定めるところにより、地方郵政局、沖縄総合通信事務所又は郵便局の長に委任することができるものとする。

7 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- (2) 所要の経過措置を設けるものとする。
- (3) 関係法律について所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 郵政官署において、戸籍に関する事務等地方公共団体の特定の事務を取り扱うに当たっては、当該事務が、国民のプライバシーに密接な関連性があることにかんがみ、郵便局職員の研修及び教育に努める等、人権が侵害されることのないよう十分配慮すること。
 - 2 住民の利便の増進を図る観点から、本法における地方公共団体の特定の事務について、実施状況を十分注視しつつ、郵政官署以外での取扱いを検討すること。
- 右決議する。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案（第151回国会閣法第74号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 目的

この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにしようとすることを目的とする。

2 対象となる独立行政法人等

対象となる独立行政法人等は、独立行政法人のすべて（60法人）、特殊法人（61法人）及び認可法人（24法人）とし、その名称をこの法律に掲げる。

3 法人文書の開示

- (1) 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、法人文書の開示を請求することができる。
- (2) 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない。
- (3) 不開示情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において定めるものと基本的に同様とし、個人情報等の各類型ごとに、その範囲をこの法律で定める。

4 開示請求の手續等

- (1) 開示請求は、開示請求をする者の氏名等及び開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項を記載した開示請求書を提出してしなければならない。
- (2) 独立行政法人等は、原則として、開示請求があった日から30日以内に開示決定等をし、書面により通知しなければならない。
- (3) 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については独立行政法人等が定める方法により行う。

5 異議申立て等

- (1) 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。
- (2) 開示決定等について異議申立てがあったときは、異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開審査会に諮問しなければならない。

6 情報提供

独立行政法人等は、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等その保有する情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供する。

7 法人文書の管理等

独立行政法人等は、法人文書を適正に管理するとともに、開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる。

8 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 政府は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）附則第2項の検討の状況を踏まえ、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うすることの重要性にかんがみ、指定法人等の情報公開について、検討を進めるとともに、本法の対象外とされた特殊法人及び認可法人においても、適切な情報提供を行うよう努めること。
 - 2 対象法人は、開示請求権制度及び情報提供制度が的確に機能するよう、法人文書の適正な管理の確保を図るとともに、できる限り国民に分かりやすい情報の提供に努めること。
 - 3 情報公開審査会の果たす役割の重要性にかんがみ、その体制の整備に十全を期すること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（10件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
12	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	13. 10. 19	13. 11. 8	13. 11. 20 可決 附帯	13. 11. 21 可決	13. 10. 31 総務	13. 11. 6 可決 附帯	13. 11. 8 可決
13	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 19	11. 8	11. 20 可決	11. 21 可決	10. 31 総務	11. 6 可決	11. 8 可決
15	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案	参	10. 30	10. 31	11. 6 可決 附帯	11. 9. 可決	11. 14 総務	11. 20 可決 附帯	11. 22 可決
16	国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 30	11. 26	11. 29 可決 附帯	11. 30 可決	10. 31 総務	11. 8 可決 附帯	11. 9 可決
17	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 30	11. 26	11. 29 可決 附帯	11. 30 可決	10. 31 総務	11. 8 可決	11. 9 可決
18	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	10. 30	11. 14	11. 22 可決	11. 26 可決	11. 2 総務	11. 7 可決	11. 8 可決
			○13. 11. 14 参本会議趣旨説明 ○13. 11. 2 衆本会議趣旨説明						
22	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	11. 9	11. 14	11. 15 可決	11. 16 可決	11. 9 総務	11. 13 可決	11. 13 可決
151 回 64	地方自治法等の一部を改正する法律案	衆	3. 9	12. 7	継続審査		9. 27 総務	12. 4 可決 附帯	12. 6 可決
			○13. 12. 7 参本会議趣旨説明 ○第151回国会 13. 6. 12 衆本会議趣旨説明						
151 回 65	地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案	衆	3. 9	11. 5	11. 8 可決 附帯	11. 9 可決	9. 27 総務	10. 30 可決 附帯	11. 1 可決
151 回 74	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案	衆	3. 16	11. 21	11. 27 可決 附帯	11. 28 可決	9. 27 総務	11. 1 可決 附帯	11. 2 可決

(注) 附帯 附帯決議